

第 6 3 号 議 案

平 成 2 4 年 度

亀岡市休日診療事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成24年度亀岡市休日診療事業特別会計
補正予算（第1号）

平成24年度亀岡市の休日診療事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500千円を
減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

21,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」に
よる。

平成25年3月12日提出

亀岡市長 栗山正隆

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4 繰入金		4,000	△3,000	1,000
	1 他会計繰入金	4,000	△3,000	1,000
5 繰越金		3,636	2,500	6,136
	1 繰越金	3,636	2,500	6,136
歳入合計		22,000	△500	21,500

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 医業費		2,900	△500	2,400
	1 医業費	2,900	△500	2,400
歳出合計		22,000	△500	21,500